

# 茨城県郷土文化研究会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、茨城県郷土文化研究会という。

2 本会は事務所を、水戸市三の丸1丁目5の38 茨城県立図書館内におく。

(目的)

第2条 本会は、県内における歴史、地理、文学、考古、民俗、芸術、自然その他に関する研究を行い、郷土文化の向上に寄与するとともに、会員相互の密接な連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 郷土に関する資料の調査研究
- (2) 研究発表会、臨地研究会等の開催
- (3) 講演会、講習会、展覧会等の開催
- (4) 機関誌及び郷土文化に関する資料の刊行
- (5) 会員相互の研究資料の交換
- (6) 他の郷土研究団体との連絡提携
- (7) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同する者
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する者
- (3) 名誉会員 本会に功労があり、総会で推挙された者

2 会員は、次の事項によってその資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 退会
- (3) 会費2年以上未納入（正会員に限り）

(会費)

第5条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 3,000円
- (2) 役員 年額 5,000円
- (3) 賛助会員 年額 5,000円

2 既に納入した会費は、これを返納しない。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名

(5) 監 事 若干名

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、常任理事、理事及び監事は総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。

3 常任理事及び理事は、会務を審議執行する。

4 監事は、会計を監査する。

(名誉会長及び名誉顧問)

第9条 本会に名誉会長及び名誉顧問をおくことができる。

2 名誉会長は、会長として本会に功労があった者とする。

3 名誉顧問は、役員として特に功労があった者とする。

4 名誉会長及び名誉顧問は、役員会で選考し、総会で推挙する。

第10条 本会に顧問及び参加をおくことができる。

2 顧問及び参加は総会で推挙する。

3 顧問及び参加は、本会の重要会務について会長の諮問に応じる。

4 顧問及び参加の任期は、2年とする。

(幹事)

第11条 本会に幹事若干名をおく。

2 幹事は、会長が委嘱する。

3 幹事は、庶務に従事する。

(総会)

第12条 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある時は、臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 会則の決定

(2) この会則で定められた事項

(3) 予算及び事業の決定

(4) 決算の承認

(5) その他必要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、必要に応じて、開催する。

2 役員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

3 役員会は、総会に付議すべき事項その他必要な事項を審議する。

(会議の成立及び議決)

第 14 条 本会の会議は、会員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数でこれを決定する。

(支部)

第 15 条 本会は、総会の承認により支部をおくことができる。

(専門部会)

第 16 条 本会は、総会の承認により専門部会をおくことができる。

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他必要な事項)

第 19 条 この会則に定めのないもので、特に必要な事項は、総会及び役員会にはかり、これを定める。

付 則

この会則は、昭和 48 年 5 月 13 日から実施する。

付 則 (昭和 60 年 7 月 24 日)

この会則は、昭和 60 年 7 月 24 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。